

イーブン

2020. 6

号外



感染予防のため
手洗い
うがいと
マスクの着用を徹底しましょう！

Contents

1

今こそ、家庭における役割分担を見直しましょう！

...

2

2

令和2年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズが決まりました...

3

3

ひとりで悩んでいませんか？ ... 4

4

特別定額給付金に関するお知らせ ... 4

今こそ、家庭における役割分担を見直しましょう！

新型コロナウイルスの影響で、自宅で過ごす時間が増えている方が多いのではないのでしょうか。家での過ごし方を有意義なものに、また、今後の家庭生活をより良いものにするために、家庭における役割分担について、改めて考えてみませんか。

ポイントは、男性の家事・育児・介護への参加です！



一日中家にいるのに、ゴロゴロして何もしない！

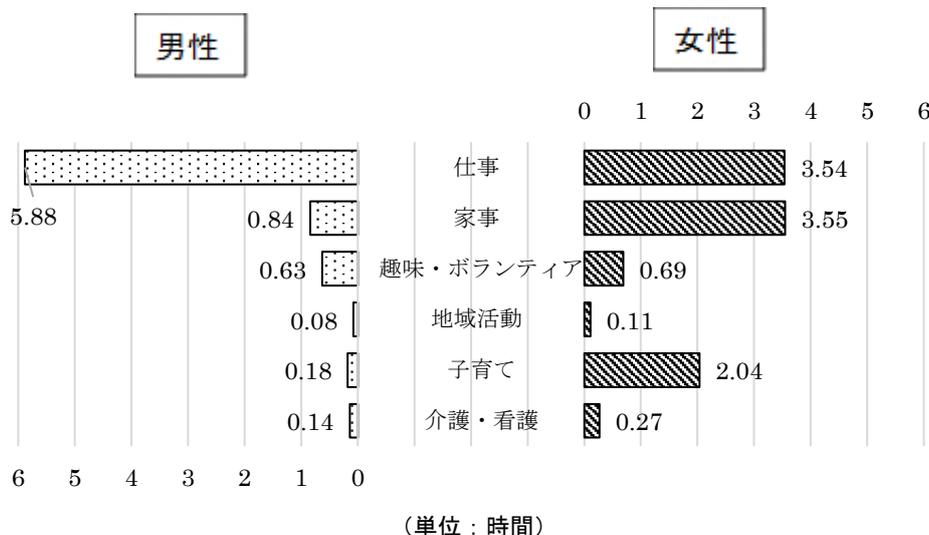
こんな不満が溜まっていますか？

平日における1日の生活時間の中で、男性は、「仕事」に充てる時間が5.88時間と圧倒的に多い一方で、「家事」「子育て」「介護」の時間は合計1.16時間と少なくなっています。

また、女性は、平日、「仕事」は3.54時間、「家事」「子育て」「介護」の合計は5.86時間となっています。（「平成30年度 川越市男女共同参画に関する意識調査」より）

普段、仕事が忙しい男性の方も、家で過ごす時間が多い今だからこそ、これまでできなかったことに挑戦してみたいはかがででしょうか？「家事や育児にも参加したいけれど、仕事が…」という理想と現実のズレを埋めるチャンスかもしれません。

【生活時間の割合（平日）】



(データ出典：平成30年度 川越市男女共同参画に関する意識調査)

男性が家事・育児等に費やす時間が少ない原因の1つに「長時間労働」が挙げられます。

そのため、男性は、家事・育児等に対する知識やスキルが女性と比べて不足しがちです。



せっかくだからと家事に挑戦したが、「私とやり方が違う」と怒られた…



心意気をくじかれて、言われた人はショックが大きいですね。

実際に、家事が苦手な人や経験が少ない人は、やり方がわからずに戸惑うこともあるかもしれません。いつも家事をしている人からすれば「何を今さら」と、なじむような言い方をしてしまいがちですが、家事を覚えるまでの練習期間と考えて、「一緒にやってみよう」「こうしたら良いのでは」と、粘り強く教えてあげてください。

家事をわかりやすくリスト化して、できそうなものから役割分担することも、負担軽減につながるかもしれません。

ちょっと一息…

川越市のホームページでは、次のようなトピックも紹介していますので、ぜひチェックしてみてください。時には家事を休んで、息抜きも必要です！

家でできる健康づくり

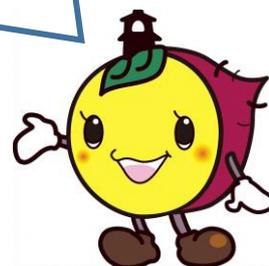
家庭で実践できる運動や料理メニューのヒントを掲載しています。

川越の飲食店・小売店応援サイト

テイクアウトやデリバリーができる店舗情報を掲載しています。

楽をしながら、地元の飲食店等を応援しましょう。

※外出を勧めるものではありません。



川越市マスコットキャラクター ときも

* 令和2年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズが決まりました *

毎年6月23日から6月29日までの1週間は、国が主唱する「男女共同参画週間」です。

内閣府が「自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。それを社会全体で考えていくきっかけとなるキャッチフレーズ」を募集し、今年度は次のように決まりました。

「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」

「ワクワク・ライフ・バランス」

この「男女共同参画週間」を機に、自分らしい生き方や、あらゆる分野での男女共同参画について、改めて考えてみませんか。



ひとりで悩んでいませんか？

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどにより、配偶者等からの暴力被害のリスクが増加しています。ひとりで悩まず、お気軽に相談してください。

【主な相談先】

- 川越市配偶者暴力相談支援センター（男女共同参画課） TEL 049-224-5723
月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00
- 埼玉県男女共同参画推進センターWith You さいたま TEL 048-600-3800
月～土曜日 10：00～20：30（祝日・第3木曜日・年末年始を除く）
- 埼玉県婦人相談センター DV相談担当 TEL 048-863-6060
月～土曜日 9：30～20：30 日曜日・祝日 9：30～17：00
- 川越警察署 生活安全課 TEL 049-224-0110
- 内閣府 DV相談+（プラス） TEL 0120-279-889 ※24時間対応電話
SNS相談・メール相談は、ホームページ（<https://soudanplus.jp>）からアクセス

* 特別定額給付金に関するお知らせ *

配偶者からの暴力を理由に川越市に避難している方で、事情により令和2年4月27日（基準日）以前に川越市に住民票を移すことができない方は、一定の要件を満たしている場合に、所定の手続きをしていただくと、川越市で給付金の申請を行うことができます。

【対象となる方の要件】

次の1～3のいずれかに該当する方

1. 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
2. 婦人相談所から、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、市町村等）の確認書が発行されていること。
3. 令和2年4月28日以降に住居が今お住いの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限などの「支援措置」の対象となっていること

【提出書類】

「申出書」と、次の確認書類のいずれかを提出していただく必要があります。

- ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- ・ 保護命令決定書の謄本または正本
- ・ 市区町村等が発行するDV被害申出確認書

【申出書受付期間】

受付期間は令和2年4月30日までですが、受付期間を過ぎても申出書を提出することはできます。なるべくお早めに男女共同参画課までお問い合わせください。

イーブン（川越市男女共同参画情報紙）
発行日：令和2年6月
発行：川越市市民部男女共同参画課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1
TEL：049-224-5723
FAX：049-224-6705